

## 富山県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）  
第 22 条第 1 項及び富山県新型インフルエンザ等対策本部条例の規定  
に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症対策本部を設置  
した。

### 記

1 名 称 富山県新型コロナウイルス感染症対策本部

2 設 置 日 令和 2 年 3 月 26 日

3 組 織

本 部 長：知事

副本部長：副知事

本 部 員：会計管理者、危機管理監、各部局長、教育長及び  
警察本部長

事 務 局：総合政策局防災・危機管理課及び厚生部健康課